

第 841 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 22 日開催

紫波町農業委員会

第 841 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 841 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 1 月 22 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 1 月 22 日(水) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 20 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	7 番 菅川 正 君
8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君
11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君	
- 5 欠席委員 (1 名)

2 番 若菜千穂 君

- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	藤根あけみ 君
事務局次長	工藤 信吾 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 841 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

令和6年第1回目の総会となります。皆様明けましておめでとうございます。

お正月は雪もなく穏やかな年越しとなりましたが、一日に発生した能登半島地震、2日には羽田空港日航機衝突事故と正月気分が一転する出来事がありました。

今年も天候も暑い予報となっておりますが、我々農業者にとっては、穏やかな天候が続いてほしいものだと願うばかりであります。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番、若菜千穂委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において3番大沼仁志委員、4番鈴木芳勝委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が17件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

(議案書朗読)

続きまして3ページをご覧ください。報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が16件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

(議案書朗読)

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、1月17日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく願います。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報

告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について」農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番は、相続で農地を取得した所有者が非農家のため、農地を手放したいとの希望で、地元の方に農地を売却するものです。譲受人は農機具を所有しており、農地の管理は問題がないと思われます。

付議番号 2 番は、相続で農地を取得した所有者が通作できないため、親戚に贈与するものです。譲受人は隣接する農地を耕作しており、耕作管理は問題がないと思われます。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 8 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、1 月 17 日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は 1 月 25 日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 2 号「農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、所有者の通作距離が遠いことから、作業効率化を図るため、近隣農地を耕作している■■■さんに依頼するものであります。■■■さんは農機具一式を所有する認定農業者であるため、問題がないと思われます。

付議番号 2 番は、所有者の農地は■■■さんと組田であり、■■■さんに耕作を依頼することで作業の効率化を図るものです。■■■さんは、農機具一式を所有する認定農業者であり、問題がないと思われます。

付議番号 3 番は、所有者が耕作できなくなったため、近隣農地を耕作している生産組合に依頼をするものです。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は地域の中心となる経営体であり、問題がないと思われます。

付議番号 4 番は、新規就農を希望している■■■さんが、リンゴを作付けする農地を探しており、■■■推進委員の所有する農地を借り受けて耕作するものです。■■■さんは■■■推進委員の農地で 2 年間パートの仕事をしており、今後も■■■推進委員のサポートを受けて耕作するため、担い手として期待されます。

付議番号 5 番は、農地所有者が非農家で耕作ができないため、所有者の縁故者である■■■さんが耕作を依頼されているものであります。利用権の設定を受ける■■■さんは、農機具一式を所有する認定農業者であるため、問題がないと思われます。

付議番号 6 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 12 ページと併せて調査資料 11, 12 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について 2 件の申請が出されております。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、12 月 25 日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番から 3 番すべて、所有者が耕作できないため、組田の相手方に農地を売却するものです。

付議番号 1 番から 3 番の所有権移転の農地は、組田を解消し作業の効率化を図るものです。譲受人は農機具一式を所有しており、耕作管理は問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 13 ページになります。議案第 4 号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明いたします。今回の案件は新規 8 件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1 月 17 日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は 1 月 25 日に公告予定です。本会のご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 4 号「農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番と 2 番の所有者は、非農家で耕作ができないため、近隣農地を所有している■■■■さんが耕作を依頼されたものです。■■■■さんは農機具一式を所有しており、問題がないと思われます。

付議番号 3 番から 5 番は、付議番号 5 番の所有者が耕作をしていた農地ですが、高齢で耕作できなくなったため、近隣農地を耕作している■■■さんに耕作を依頼したものです。■■■さんは農機具一式を所有しており、問題がないと思われます。

付議番号 6 番と 7 番は、所有者が高齢で耕作できなくなったため、地域の中心となる経営体である■■■■■に依頼したものであります。

付議番号 8 番は、相続で農地を取得した所有者が、非農家で耕作できないため、近隣農地を耕作している■■■さんに耕作を依頼するものです。■■■さんは、認定農業者であり、農機具は生産組合所有のものを利用しているため、耕作管理は問題がないと思われます。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 8 議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案は 17 ページをご覧ください。別添調査資料は 8 ページをご覧ください。申請件数は 5 件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1 月 17 日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

4 番委員。

○4 番（鈴木芳勝君）

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、1 月 17 日に齊藤推進委員、菅原推進委員、事務局工藤次長と私の 4 人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号 1 番は、先ほど説明にあったように長年宅地の一部として使用し、すでに農地への復元は難しく周辺への影響もないものと見てまいりました。

付議番号 2 番は、宅地に隣接する部分を昭和の時代から宅地と思い込み利用しており、カーポートなどが建てられており、農地への復元は無理でほかへの影響もない場所でした。

付議番号 3 番は、宅地に隣接する場所に中古車等を展示しており、農地への復元は無理であると見てまいりました。

付議番号 4 番は、赤石小学校周辺で、周りは住宅地になっております。幅 2 メートルほどの住宅への進入路の中に残されてしまった個所で、農地として利用すべきところではありませんでした。

付議番号 5 番は、宅地からはみ出して玄関と玄関先通路として利用してきたもので農地に復元すべき場所ではないと見てまいりました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長(工藤信吾君)

議案第6号、農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案は19ページをご覧ください。また、別添調査資料は13ページからとなります。申請件数は1件です。賃貸借によるものです。

(議案書朗読)

本件につきまして1月17日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

4番委員。

○4番(鈴木芳勝君)

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について1月17日の調査を報告いたします。調査委員等は議案5号と同様です。

現場は、宅地造成するための工事現場事務所ということで、工事終了後は農地へ復元するという事なので問題は無いと思われまふ。報告は以上になります。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第6号 農地法第5条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 841 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 20 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員